

未 来 の 光

学校 HP <https://www.kawanishi-hyg.ed.jp/tadahipo/>

文責: 学校長

学校安全協力員の募集について

全16小学校において、川西の子どもたちの登下校に関しては、「学校安全協力員」のみなさまが、その安全をサポートしてくださっています。が、昨今、どの地区も高齢化が進んでおり、減少傾向にあります。

ここ多田東地区においても、これまでも地域のみなさまに見守っていただいております、安全に過ごすことができます。

本校を含め、これまでの集団登校から自由登校、自立登校、集中登校への移行を検討している学校が増えてきました。その形はいずれにせよ、「自分の命は自分で守る」、子どもたちが主体的に安全に対して留意できることが第一義であると考えます。

とはいえ、この子どもたちの周りには、保護者・地域・学校のおとながいるわけで、この「子どもを守るセーフティネットワーク」をより強く、より広げていただきたいと願っています。

現在、学校安全協力員24名のみなさんを中心に、登下校時の児童の見守りについては、お世話になっております。

先日、民生委員(民生児童委員)との情報交換会において、お話を伺っていると、既に、登校班の集合場所で声をかけたり、ゴミ出しを登校の時間帯に合わせたりしているとのことでした。ありがたいことでしたので、学校安全協力員にお誘いしたところ、その半数の方々をご登録してくださいました。

そこで、保護者のみなさまにおかれましても、ご自身のお子さまを含めて近所のお友だちの安全に対して、同行したり、犬の散歩をしたり、通勤時間を合わせたりと、既にボランティア活動をしていただいている方もあるのではと存じます。

来年度の安全確保に向けて、学校安全協力員の募集を行いたいと思います。学校安全協力員としてご協力いただける方には、その立場を明らかにする腕章とホイッスルをお渡しします。3ページ目の要項を参考にご検討願います。

ぜひ、保護者のみなさま方に、ご応募いただきたいと思いますと考えます。保護者さまはもちろん、ご近所・お知り合いの中で、ご協力をお願いできる方がおられましたら、ぜひお知らせください。ご協力いただける方がいらっしゃいましたら、お電話で学校(窓口:教頭Tel:792-2967)にご連絡ください。



Q: 具体的には、どんな活動をするのですか？

A: 子どもたちが、登下校するときの見守りや声かけ、安全確保をお願いします。

※登校時は、午前 7 時 45 分ごろから 30 分程度。下校時は、学年・曜日によって下校時間が異なりますが、おおむね午後 1 時 20 分から 3 時 45 分までの間となります。

Q:月に何回ぐらいですか？

A:月に何回でも、何時間でもけっこうです。登下校の時間帯と出勤退勤の時間帯が一致するので、それだけ・・・というのも OK です。ご協力いただける範囲内をお願いします。

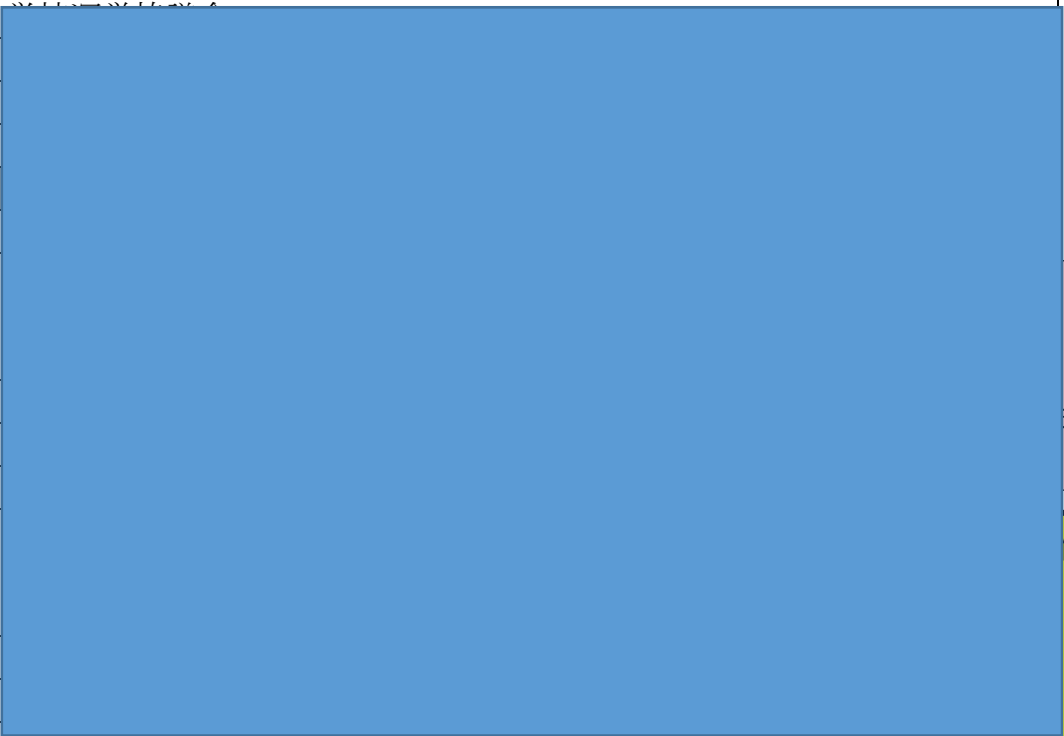
Q:ボランティア活動中に、けがや事故に遭った場合は、どうなるのですか？

A:登録していただいた方は、「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」を適用します。
※保険料は、市教育委員会が負担します。

Q:活動したら、お金は貰えるのですか？

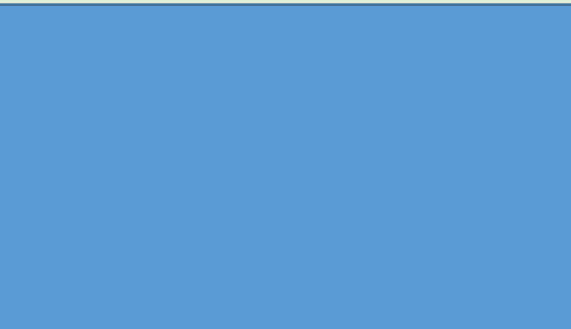
A:あくまでも無償のボランティアです。

3月の行事予定

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1日(金)						
4日(月)						
6日(水)						
8日(金)						
11日(月)						
13日(水)						
15日(金)						
19日(火)						
20日(水)						
25日(月)						
26日(火)～	春李休業					

きんたくん学びの道場:

4月の行事予定(案)



※身体測定・各科健康診断等の日程は後日お知らせします。

委員会活動が変わります

ここ 2、3 年コロナ禍で、その活動にも制限がかかり、子どもたちの自主的・自治的な要素が少なく、教師主導になりがちだった委員会活動について、見直しを図ります。

5・6年生が自分たちの従来の活動をふりかえり、**改革の視点で話し合うようすを4年生が見学する時間**を設定します。次年度、「よりよい学校づくり」を共に目指す高学年としての動きが始まります。

学校安全協力員制度

～地域で子どもを守るセーフティネットワーク～

平成31年4月1日 改正

川西市教育委員会

1. 趣 旨

児童が安全かつ安心して学校生活（登下校含む）が送れるよう、地域住民の協力を得て「学校安全協力員制度」を創設し、教職員・保護者とともに学校内外における子どもの安全の確保を図ろうとするものである。

2. 制度の概要

- (1) 対 象 全小学校（16校）
- (2) 登録制 学校安全協力員は登録制（人数制限なし）とし、希望者は学校長へ申し出て「学校安全協力員セーフティネットワーク名簿」に登録する。
ただし、希望者は当該小学校区内居住者を原則とする。
募集方法については、各学校に委ねる。
- (3) 活動内容 ・登下校時校門等の立ち番、声掛け
 ・校内見回り
 ・通学路とその周辺（学校長が予め指定する場所）での見守りや付き添い 等
- (4) 活動時間 児童の登校から下校（午前7時30分頃～午後5時頃）の間、1人当たり週1回、概ね1時間以上のボランティア活動とする。
活動にあたっては、できれば2人1組が望ましい。
活動時間・活動内容等の詳細については、各学校で協議する。
- (5) 活動への支援
 ○学校安全協力員はあくまでも無償のボランティアとして活動する。よって事件・事故が発生した場合、その責任は問わない。
 ○活動中の傷害・事故等に対しては、「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」を適用する。
 ○学校安全協力員へは、学校から提出された「学校安全協力員セーフティネットワーク名簿」をもとに、委嘱状を兼ねた名札カードを発行するとともに、腕章・笛を貸与する。
 ○教育委員会は、学校安全協力員の活動に資するために、来客対応・不審者対応等の研修の機会を設ける。

3. 運営について

学校長は、学校安全協力員と具体的な活動内容を協議し、活動計画を立てる。その際、活動時間・活動内容等学校安全協力員にとって無理のないよう配慮する。なお、学校安全協力員の名称について、校区の実情に適したものがあれば学校安全協力員の愛称として使用することができる。

